

広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付要綱

呉市住宅政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島中央地域連携中枢都市圏への定住促進を図るため、視察・現地調査を目的に訪問し、宿泊する者に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、呉市補助金交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広島中央地域連携中枢都市圏 呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、及び大崎上島町の4市4町をいう。
- (2) 視察・現地調査 移住や就職を目的とする住環境調査や企業訪問等のうち、広島中央地域連携中枢都市圏内の当該事業を行う市町で実施するものをいう。
- (3) 宿泊施設 視察・現地調査に際し、利用する本市内の宿泊施設をいう。ただし、呉市長から旅館業営業許可を受けたものに限る。
- (4) 宿泊費 宿泊施設の利用経費（食事代を含む）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊施設を利用する者のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 広島県が実施する「片道交通費支援制度」の利用者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3号の規定による公表が行われている暴力団員であると認められる者でないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊費（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 1泊当たりの上限は5,000円とする。
- (3) 3泊分までを限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広島県が実施する「片道交通費支援制度」の申請時に、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成補助金交付申請書（様式第1号）を、次の各号に掲げる書類を添えて宿泊予定地の市町長へ提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 実施計画書（様式第3号）

- (3) 身分が確認できる書類（運転免許証又は健康保険証等の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に対して広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金交付決定者に対して広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成補助金取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付条件に違反したとき。
 - (2) 偽り又は不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付済みであるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（実績の報告）

第8条 補助金交付決定者は、各市町へ宿泊した最終日から40日を経過する日又は当該年度の最終日のいずれか早い日までに、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊費の領収書の写し（内訳のわかるもの）
- (2) 広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金完了報告書（様式第7号）

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、速やかに補助金交付決定者に通知しなければならない。

- 2 補助金交付決定者は、前項の規定により交付額の確定通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、広島中央地域連携中枢都市圏宿泊助成事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による交付請求があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、当該請求者に対し、補助金を交付しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。